

農業近代化資金の借入申込者へのお願い

群馬県農政部

農業近代化資金は、農業経営の近代化に役立つ低利な資金を農業者へ貸し付けるため、県及び市町村が貴重な税金を使って融資機関に利子補給を行っている**公的資金**です。
したがって、借入れに当たっては融資機関の説明を十分に受け、次のことを必ず守ってください。

1 事前着工の禁止

- (1) 既に事業が完了している場合や融資機関への借入申込み前に事業着工している場合には、利子補給の対象とはなりません。
- (2) 借入申込み後であっても、融資機関から利子補給承認された旨の連絡を受けるまでは、事業に着工しないでください。
- (3) 事業の着工とは、建物であれば建設工事の開始、機械であれば機械の据付を言います。

2 貸付金の目的外使用の禁止

貸付金を借入申込みしたときの目的以外に使用しないでください。

- (1) 貸付金は実施する事業費の支払いに充ててください。
- (2) 実施した事業の農業施設などは返済が終了するまでの間はその目的に従って利用してください。

3 事業の完了時期

- (1) 融資機関から利子補給承認された旨の連絡を受けたときは、速やかに事業に着工してください。
- (2) 事業費の支払いは借入れ日から1年以内に完了するようにしてください。
なお、やむを得ない事情のため、その期限までに完了することが困難となった場合には、融資機関にあらかじめ相談してください。

4 契約の締結

高額な農業施設(農舎、ハウス、畜舎など、事業費1,000万円以上)の建設などの場合には、トラブルの発生を防止するため、見積書の受け取りだけでなく、受注業者との間で契約を結ぶようにしてください。

5 事業費の現金払いの禁止

- (1) 事業の実施に必要な自己負担分の資金(事業費の20%相当額)は、借入れ前に融資機関の預貯金口座へ入金してください。
- (2) 事業費の支払いは、原則として支払い先の預貯金口座へ口座振替の方法により行ってください。

6 事業内容などの変更の禁止

事業内容、貸付条件などは原則として変更することができません。ただし、災害などやむを得ない事情があるときは、融資機関にあらかじめ相談し、所定の手続きを行ってください。

7 事業完了の報告

- (1) 事業が完了したときは、「事業完了届」に証拠書類(納品書(写)、請求書(写)、領収書(写)、預貯金通帳(写)、完成写真など)を添えて、融資機関に提出してください。
- (2) 事業を実施した結果、実施事業費の減少のため融資率(80%)を超えた場合には、その差額を融資機関に速やかに繰上償還してください。
- (3) 融資機関が実地調査を行い、事業完了を確認しますので、その際には融資機関に協力してください。

8 その他

借入者が農業者でなくなったときは、融資機関に繰上償還などをするようになります。

農業近代化資金が適正に使用されていない場合には、融資機関に対して利子補給の停止や既に交付された利子補給金の返還の措置がとられることがあります。この場合には、借入者に**農業近代化資金の一時償還**などを行っていただくこともありますので、上記のことを必ず守り、農業近代化資金を適正に使用していただくようお願いします。